平成２９年（フ）第９２号
宮崎県都城市都元町2931番地６
債務者　永山　哲誠
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉336番地２　センターパレス京塚Ⅱ102
債務者　白石　大将
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市宮島町51番地11　エスポワール宮島201号
債務者　東　さやか（旧姓仙田）
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
鹿児島県南九州市知覧町西元2470番地
債務者　堂園　章博
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２４８号
神戸市西区玉津町今津316番地の１　県住26―102号
債務者　鈴木　明代
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
兵庫県明石市貴崎３丁目15番39号　神和荘１Ｆ５号室
債務者　松本ゆり子
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県南あわじ市福良丙775番地105
債務者　金津　正明
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第８７号
佐賀県唐津市肥前町納所甲1249番地
債務者　坂本東一郎
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第８１４号
千葉県流山市西初石２丁目11番地の10　メゾン小泉102
債務者　田村　純一
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９３号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目43番地　ＫＩビル301
債務者　前田　　学
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目43番地　ＫＩビル301
債務者　前田ユカリ
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市太田和１丁目26番４号　ＣＡハウス110
債務者　佐々木　明
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２８号
奈良県吉野郡吉野町大字平尾371番地
債務者　古屋　基代
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１５６号
広島県福山市手城町４丁目29番12号　クレスト坂本Ｂ101
債務者　山岡加代子
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７７号
山口県周南市大字戸田537番地
債務者　長江　美幸
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３２２号
埼玉県熊谷市佐谷田181番地
債務者　家中　清一
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９９号
山口市鋳銭司1818番地３
債務者　岡屋　恭子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係